

平成16年(モ)第7971号 文書提出命令申立事件

申立人 シャムスリ外8396名

被申立人 国、国際協力銀行

意見書

2004年9月 日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅野史生

弁護士 大口昭彦

弁護士 奥村秀二

弁護士 籠橋隆明

弁護士 河村健夫

弁護士 小島延夫

弁護士 沙々木睦

弁護士 島村美樹

弁護士 松浦由加子

弁護士 古川美

弁護士 幸長裕美

記

第1	日本国及びJBICの反論	3
第2	文書提出命令の必要性	4
1	はじめに	4
2	日本国の責任に関する判断枠組み	4
3	3条件・借款契約における同意権について	6
(1)	日本国・JBICの主張	6
(2)	3条件の効力	6
(3)	同意権の意義	6
(4)	本件借款契約の射程距離(保護範囲)	7
(5)	小結	8
4	その他の日本国主張	8
5	その他のJBIC主張	8
(1)	JBIC主張骨子	8
(2)	JBICによる原告らの権利侵害行為	9
(3)	JBICによる不作為論への反論	9
(4)	本件プロジェクトにおけるJBICの地位	9
6	まとめ	10
第3	文書提出義務の存在	11
1	はじめに	11
2	利益文書の意義等について	11
(1)	日本国・JBICの主張	11
(2)	利益文書の意義	11
(3)	民事訴訟法191条、197条の類推適用	12
(4)	小結	13
3	公務秘密文書該当性 - 「討議の記録」・借款契約について	13
(1)	日本国及びJBICの主張	13
(2)	「討議の記録」及び借款契約公開による弊害の不存在	13
ア	日本国・JBIC主張ポイント	13
イ	既に公になっている3条件の提出義務	14
ウ	3条件に関する規定の位置付け、意味付け	15
エ	3条件に関する規定以外の部分について	17
オ	小結	18
(3)	JBICの役員及び職員の地位	18
(4)	小結	19
4	「職業の秘密」該当性 - 借款契約について	19

(1) JBIC の主張	19
(2) 既に公になっている 3 条件の提出義務	20
(3) 3 条件に関する規定以外の部分について	21
(4) 黙示の義務の免除に関して	22
(5) 小結	22
5 まとめ	22
第 4 日本国・JBIC による証拠開示の必要性	22
1 はじめに	22
2 本件 SAPS 中間報告について	22
3 丁 B7 号証について	23
4 甲 B38, B39 号証について	24
5 まとめ	27
第 5 イン・カメラ手続の必要性	27
第 6 結論	28

第 1 日本国及び JBIC の反論

- 1 日本国及び JBIC は、いずれも本件文書提出命令申立に対し、主張自体失当であり取調の必要がないこと、文書提出義務がないことを主張し、本件申立の却下を求めている。
- 2 まず、必要性について、日本国は、日本国の公務員が実体上又は手続上の要件ないし国民全体に対して負う行為規範と、国賠法上、個別の国民に対して負う職務上の法的義務とは違い、原告らが主張する注意義務を基礎づける憲法の規定や条理は見当たらないこと、円借款プロジェクトの実施主体は借入国であり、日本国内の公共事業とは違うこと、3 条件は日本国公務員が被援助国の住民らに対して職務上の法的義務を負担する根拠とならないこと、借款契約によって原告らが受ける利益は反射的利益にすぎず、国賠法上の法的義務を構成することはあり得ないことを主張し、原告らの請求は主張自体失効であるとしている。

同様に、JBIC は、公金の用途は非居住者である原告らとの関係では問題にならないこと、憲法は日本国外に居住する外国人に対して基本的人権を当然に補償しているものではないこと、条理上の作為義務も認められないこと、本件事業の実施主体は借入国であるインドネシア政府であり、JBIC は開発プロジェクトの帰趨について決定的な地位にはないこと、借款契約はインドネシア政府と JBIC との間の契約であり、かかる契約を根拠に JBIC が原告らに対して義務を負うことはないこと、借款契約上の同意はプロジェクト実施機関による手続に問題がないかどうかを確認する手続の一種であり、プロジェクト進行の決定権ではないこと、借款契約によって原告らが影響を受けることがあってもそれは反射的利益にすぎないことを主張し、原告らの主張には何等合理性がなく

立証の必要性がないとしている。

3 文書提出義務については、日本国及び JBIC は、「討議の記録」及び借款契約は、インドネシアの国民である原告らの地位や権利権限を直接証明したり基礎づける目的で作成されたものでないことが明らかであり利益文書には該当しないことを主張している。

一般的提出義務についても、日本国は、「討議の記録」は公務秘密文書に該当すると主張し、JBIC は、借款契約が職務上の秘密に該当するとともに、JBIC 職員は民事訴訟法 220 条 4 号口の「公務員」であるとして公務秘密文書に当たると主張している。

4 本書面では、これらの日本国及び JBIC 主張に対し反論する。

第 2 文書提出命令の必要性

1 はじめに

日本国及び JBIC の文書提出命令の必要性に関する主張は、それぞれ日本国第 5 準備書面及び JBIC 第 4 準備書面に基づくものである。したがって、これに対する反論は、すでに原告準備書面（16）で述べた通りである。

ここでは、上記日本国及び JBIC の反論に対応して、原告の主張を簡明に示す。

2 日本国の責任に関する判断枠組み

(1) 日本国の主張は、個々の国民に対する法的義務違反が国賠法上の注意義務違反の内容だと主張し、本件においては、原告らにおいて、個々の国民に対する法的義務違反が主張されていないというものである。

しかしながら、日本国は、個々の国民に対する法的義務違反という言葉は抽象的に繰り返すのみで、国賠法上の違法性に関する判例学説の具体的検討を怠り、また本件事案の具体的内容を踏まえた検討を怠っており失当である。

(2) この点、日本国自身が引用する最判平成 5 年判決の井上繁規解説（以下井上説という）は、「行政処分取消訴訟における違法性は、行政処分の法的効果発生的前提である法的要件充足性の有無を問題とするのに対し、国家賠償請求訴訟における違法性は、損害填補の責任を誰に負わせるのが公平かという見地に立って行政処分の法的要件以外の諸種の要素も対象として総合判断すべきものであるから、国家賠償法 1 条 1 項にいう違法性は、行政処分の効力発生要件に関する違法性とはその性質を異にするものであり、究極的には他人に損害を与えることが法の許容するところであるかどうかという見地からする行為規範違反性であると考えられる。したがって、右の違法性の有無は、行政処分の法的要件充足性の有無（取消訴訟における違法性）のみならず、被侵害利益の種類、性質、侵害行為の態様及びその原因、行政処分の発動に対する被害者側の関与の有無、程度並びに損害の程度等の諸般の事情を総合的に判断して決すべきものであろう」と述べ、国賠法 1 条 1 項の違法性の有無は、「行政処分の法的要

件充足性」「被侵害利益の種類、性質」「侵害行為の態様及びその原因」「行政処分の発動に対する被害者側の関与の有無、程度」「損害の程度」等の総合的判断だとしている。

この基準は、違法行為が国による行為であることから、「行政処分の法的要件充足性」及び「行政処分の発動に対する被害者側の関与の有無、程度」という要素が付加されていることを除けば、民法上の不法行為における違法性判定基準として通説の地位を占める相関関係説と同様の内容である。

- (3) また、最高裁は、公共事業に関する損害賠償請求ないし差止請求において、当該公共事業の違法性に関する判断枠組みとして、「国の行う公共事業が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかを判断するにあたっては、
・・・侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきものである」と判示している（大阪空港事件最高裁昭和56年12月16日大法廷判決）。
- (4) さらに、本件のように、権力的行政作用には該当しない事実行為においては、当該行為の具体的発動要件を定める法規がない。したがって、事実行為に関する国賠請求では、「不文の法原則から、当該公務員には結果の発生を防止すべき行為規範あるいは過失なく行動するという行為規範が措定される」（村重慶一編「国家賠償訴訟の実務」36頁）と解されている。

具体的には、円借款供与に関する組織法上の規定から職務の性質や範囲などを検討し、具体的行為規範の手がかりを抽出すると共に、当該行為について存在する種々のマニュアル・ガイドライン等から具体的行為規範の手がかりを抽出し、それらから導かれる具体的行為規範に基づいて、具体的な職務執行を行うことが求められていると言ふべきであり、このようにして導き出された具体的行為規範に違反した職務執行は国賠法上違法である。

- (5) 以上から明らかである通り、具体的発動要件の定めがない事実行為について、日本国公務員は不文の法原則から導かれる行為規範に従って業務を行う義務があるのであり、その行為規範は、本件 ODA の企画・執行については、世銀・OECD のガイドライン、JBIC の環境配慮ガイドライン等に規定された行為規範、他の ODA における問題状況、スハルト政権における開発独裁下での人権侵害状況等を考慮して措定され、その内容は、原告らが主張する「非自発的移住に関する注意義務」及び「3条件に基づく注意義務」である。したがって、これらに違反してなされた日本国公務員の具体的な職務執行は国賠法上違法である。

よって、本件において、原告の主張自体が失当であるという日本国の主張こそが失当であり、日本国が負担する行為規範の内容やその違反の有無について証拠調べをする必要があり、その証拠として、本件円借款において原告住民らの利益のために付さ

れた特約事項が記載された「討議の記録」や借款契約の提出がきわめて重要である。

3 3条件・借款契約における同意権について

(1) 日本国・JBICの主張

日本国は、3条件に関連して「討議の記録」は法的拘束力を持たないこと、借款契約における同意権はJBICとインドネシア政府との間の私法上の契約によるものでありこれによって原告住民らが何らかの利益を受けることがあっても反射的利益にすぎないことを主張している。

JBICは、本件借款契約に関連して、同契約は、JBICとインドネシア政府との間で締結されているものであるから、契約当事者でない原告らに対してJBICが借款契約に基づく義務を負うことはないこと、借款契約が定める同意権はプロジェクト実施機関による手続きに問題がないかどうかを確認する手続きの一種でありこれをもって融資機関であるJBICが事業実施について決定権を有していたとは言えないこと、同意権の意味が如何なるものであっても原告らは本件借款契約の当事者ではないから原告住民らが受ける利益は反射的利益にすぎないことを主張している（同意見書4頁）。

そこで、3条件の効力、借款契約における同意権の意義、「討議の記録」及び本件借款契約の射程距離（保護範囲）の観点から上記主張に反論する。

(2) 3条件の効力

3条件は、単に

事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること。

事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること。

事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取りつけられること。

という条件が「討議の記録」や借款契約に記されただけではなく、この条件を満たさなければ円借款を供与しないことを明記していた。

以上からは、「討議の記録」及び借款契約に記載された3条件は、円借款供与の条件を定めたものであり、法的拘束力があるというべきである。

少なくとも、この3条件が、事実行為である本件円借款供与について日本国及びJBICが負担していた、不文の法原則から導かれる行為規範（結果の発生を防止すべき行為規範あるいは過失なく行動するという義務）の内容を構成する重要な要素であることは明らかであり、これらの規定を踏まえて、日本国公務員及びJBIC職員には結果の発生を防止すべき注意義務が課されていた。

(3) 同意権の意義

JBICが同意権を手続きの一種で実質的な決定権を有するものではないとする点については、文書提出提出命令申立書12、13頁及び原告準備書面（16）18頁～20頁において反論した通りであり、そこにおいて引用した佐藤調査団報告に記載された内

容からもその主張が事実と反していることが明らかである。

すなわち、JBIC が認めた通り、本件借款契約には、3条件が規定されこれが満たされなければ円借款を供与しないことが明記されるとともに、その履行を確保するため、コンサルタント契約に同意する際の条件（最初に水没する地区の住民について移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっていること）及びダム建設工事調達契約締結に同意する際の条件（移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること）が規定され、また、ダムの貯水開始についても、住民移転が完了していること、移転した住民に対し移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていることという条件が付されていたのである。

したがって、本件借款契約では、JBIC は、形式的にプロジェクト実施機関による手続きに問題がないかどうかを確認するだけでなく、JBIC において本件プロジェクトの具体的進行状況を確認し、移転対象地区の住民との移転及び補償基準に対する同意状況、並びに移転地の整備状況、移転地での移転住民の生活状況を調査し、上記各条件が満たされているかどうかを確認することが契約上明記されていたのである。

だからこそ、佐藤調査団報告にあるように、インドネシア側から「早急に工事を開始しないと工期が1年遅れとなること」などが強調されたのに対し、「契約承認は飽くまで住民移転問題の解決如何の判断によるものである旨応答」しているのである（甲B18-025, 6枚目）。

本件借款契約に定められた同意権及びこれに付された条件は、本件プロジェクトによって住民の権利・利益が侵害されることがないように進められるべきことをインドネシア政府に義務づけると共に、JBIC に対しても本件プロジェクトが住民の権利・利益を侵害していないことを確認して本件プロジェクトの進行を図ることを定めた実質的な内容を持った規定である。

（4）本件借款契約の射程距離（保護範囲）

「討議の記録」や本件借款契約に規定された3条件では、3条件が満たされなければ円借款を供与しないことが明記され、本件借款契約では3条件の履行確保のため具体的規定において、本件プロジェクトによって、住民の権利・利益が侵害されないことを、契約当事者であるインドネシア政府及びJBIC それぞれに対して義務づけた。

また、以上のような特約が付されたのは、1990年5月4日～6日の海部首相のインドネシア訪問時に、クドゥン・オンボ・ダムに反対する運動が行われたり、1990年には日本のナルマダ・ダムに対する融資への批判が高まり、同年6月18日～19日に開かれたインド援助国会議ではナルマダ・ダムへの世銀協調融資停止を表明せざるを得ない状況におかれていたことから、同じような問題を本件プロジェクトで発生させないために、借款契約段階から住民の権利・利益の擁護を明記し、そのための履行確保規定を定めることとしたものである。

したがって、本件借款契約では、住民の権利・利益の保護を、本件プロジェクトの

直接の目的の1つとしたことは明白であり、その規定から原告住民らが受ける利益は単なる反射的利益ではなく、本件借款契約の射程距離（保護範囲）にある法的保護に値する利益である。

（５）小結

以上より、「討議の記録」及び本件借款契約に関する日本国及び JBIC の主張は失当であることが明白である。

「討議の記録」や本件借款契約に規定された3条件では、3条件が満たされなければ円借款を供与しないことが明記され、さらに本件借款契約に付された特約によって、JBIC は、本件プロジェクトが現地住民の権利・利益と合致するように進められるように監理する決定的な権限（同意権）を持つこととなった。この同意権は、現地住民の権利・利益を擁護するために付与されたものであり、住民の権利・利益を射程距離（保護範囲）においていた。本件借款契約に付された3条件やその履行確保のための特約により、原告住民らは法的保護に値する利益を付与されたものである。

4 その他の日本国主張

日本国は、さらに憲法は日本の領土外に在留する外国人に対しては基本的人権を当然に保障していないこと、円借款プロジェクトの実施主体はあくまでも借入国であることを主張している。

前者については、憲法が、日本国の行為として、領土外に在留する外国人の生活・財産を違法に侵害することを許容していないことは明白であり、日本国の主張は失当である。また、日本国自身が引用する井上説に従えば、国賠法上の違法性とは実質的に民法の相関関係説と異ならず、原告らが主張している公共事業の違法性に関する主張とも同じである上、本件円借款が、事実行為であることから、「不文の法原則から、当該公務員には結果の発生を防止すべき行為規範あるいは過失なく行動するという行為規範が措定される」と言うべきであり、日本政府は原告らが主張する注意義務に服していた。

後者については、すでに述べている通り、日本政府の円借款プロジェクトのへの関与の程度は、単に資金提供にとどまらず、当該プロジェクトの内容や進行状況の監理にまで及んでおり、共同事業主体であると言える程度に至っている。したがって、判例上認められている公共事業における国賠法上の違法性判断と同様の枠組みで判断されるべきである。

よって、上記各日本国主張も失当である。

5 その他の JBIC 主張

（１）JBIC 主張骨子

JBIC は、その意見書において、前項の点のほかに、日本国と同様に、憲法は日本の領土外に在留する外国人に対しては基本的人権を当然に保障していないこと、JBIC

には条理上の作為義務は認められないこと、JBIC は本件プロジェクトの実施主体はあくまでも借入国であり、JBIC は本件プロジェクトの帰趨について決定的な地位にはないことを主張している。

(2) JBIC による原告らの権利侵害行為

第1の点について、JBIC に対し、憲法が直接適用されるかどうかはおいても、領土外に在留する外国人に対して、JBIC の行為として、その生活・財産を侵害することが違法であることは明白である。

前項で述べた通り、JBIC は、本件借款契約に付された3条件とその履行確保のための規定によって、本件プロジェクトが住民の権利・利益と合致するように進められるように監理する決定的な権限（同意権）を有していた。そして、その同意権の行使にあたっては、日本国と同様、条理ないし不文の法原則に基づく注意義務（結果の発生を防止すべき注意義務あるいは過失なく行動するという注意義務）を負担しており、その内容は、当該行為について存在する種々のマニュアル・ガイドライン等から導かれると解されるのであり、本件では、原告らが主張している「非自発的移住に対する注意義務」及び「3条件に基づく注意義務」である。

にもかかわらず、JBIC は、3条件やその履行確保のための特約が全く守られていないことを知りながら、これに対して何の対応も取らず、漫然とコンサルタント契約への同意、及び本体工事契約への同意、本件ダム貯水開始への同意など本件プロジェクト進行に必要な同意を行い、本件プロジェクトを進行させ、現地住民に多大な被害を発生させた。

このJBIC の行為は、原告住民らに対する不法行為であり、JBIC は原告住民らに対する損害賠償義務を免れない。

(3) JBIC による不作為論への反論

第2の点は、本件において、原告らの主張が、作為の違法をいいながらその実質は、JBIC が一定の配慮をなすべき作為義務があったにもかかわらず、これを怠ったという不作為の違法を主張するものだという、JBIC の曲解に基づく主張である。

この点については、すでに原告準備書面（16）にて詳論した通り、本件ではJBIC は、積極的な行為をしなかったのではなく、第1次及び第2次円借款契約の締結、コンサルタント契約及び本体工事契約締結への同意、ダム本体工事完成後の貯水同意という行為を行い、本件プロジェクトの推進を積極的に図ったのである。

したがって、この点に関するJBIC の主張は明らかに失当である。

(4) 本件プロジェクトにおけるJBIC の地位

第3の点については、(1)項で述べたところから、JBIC の主張が失当であることは明白である。

すなわち、JBIC は、本件借款契約において、本件プロジェクトが現地住民の権利・利益と合致するように進められるように監理する決定的な権限（同意権）を有していた。本件プロジェクトが、3条件やその履行確保のために定められた特約に違反し

て進められていた場合には、現地住民の権利・利益を保護するために、コンサルタント契約締結、本体工事契約締結、ダム本体工事完成後の貯水開始というそれぞれの節目において、同意しないことによって、本件プロジェクトが現地住民の権利・利益を侵害して進められることがないようにストップをかけることができたのである。

よって、JBIC が、本件プロジェクトの帰趨について決定的な地位にあったことは明白である。

6 まとめ

(1) 以上の通り、日本国公務員は、不文の法原則から導かれる行為規範に従って業務を行う義務があるのであり、その行為規範は、本件 ODA の企画・執行については、世銀・OECD のガイドライン、JBIC の環境配慮ガイドライン等に規定された行為規範、他の ODA における問題状況、スハルト政権における開発独裁下での人権侵害状況等を考慮して措定され、その内容は、原告らが主張する「非自発的移住に関する注意義務」及び「3条件に基づく注意義務」である。

また、「討議の記録」や本件借款契約に規定された3条件では、3条件が満たされなければ円借款を供与しないことが明記され、さらに本件借款契約に付された特約によって、JBIC は、本件プロジェクトが現地住民の権利・利益と合致するように進められるように監理する決定的な権限（同意権）を持つこととなった。この同意権は、現地住民の権利・利益を擁護するために付与されたものであり、住民の権利・利益を射程距離（保護範囲）においていたのである。

その他の日本国及び JBIC の主張も、いずれも原告らの主張を正解しないものであり失当である。

(2) 以上より、原告の請求が、主張自体失当であり証拠調べの必要性がないという日本国及び JBIC の主張こそが失当である。

「討議の記録」及び本件借款契約は本件プロジェクトに関する日本国及び JBIC の権利義務に関する基本文書であり、その開示によって、3条件やその履行確保のために定められた特約の内容が明らかになれば、日本国及び JBIC が、国賠法又は民法による損害賠償義務を負うことは明白となる。原告の請求を判断するために、「討議の記録」及び本件借款契約が開示される必要がある。

(3) 特に、JBIC は、3条件に関する規定について、原告が主張していた内容の通りであることを認めたが、その一方で、後述する通り「原告らが主張する所謂3条件の位置づけ、意味付けは、必ずしも原告らの主張する通りではない」と、原告らが主張する3条件に関する規定の意義を争っている（JBIC 第5準備書面9頁）。

したがって、「討議の記録」及び本件借款契約が開示され、3条件に関する具体的規定内容を踏まえてその位置づけを検討する必要性は極めて高い。

第3 文書提出義務の存在

1 はじめに

本項では、日本国及びJBICが文書の提出義務を争っている点について反論する。

まず、日本国及びJBICは、本件各文書が利益文書に該当しないことについて同様の主張をしているので、利益文書の意義等についてまとめて反論する。また、JBICは、利益文書についても、現行民事訴訟法191条、197条の類推適用があると解すべきであると主張しているのでこの点についても反論する。

次に、一般的提出義務について除外文書に該当する旨主張している点について、まず日本国及びJBICが本件各文書が公務秘密文書であるという主張に反論し、続いて、本件借款契約が職業上の秘密に該当するというJBICの主張に反論する。

2 利益文書の意義等について

(1) 日本国・JBICの主張

日本国及びJBICは、「民事訴訟法202条3号前段の利益文書とは、直接挙証者の地位や権利権限を証明し、又はこれを基礎づけるものであり、かつ、そのことを目的として作成されたことを要するというのが従来からの通説的見解であり、実務上も確立された解釈である」と主張する。

(2) 利益文書の意義

しかしながら、利益文書の範囲を、日本国及びJBICが主張するように限定して解釈するのは、条文の文言から困難であり、同条3号前段の立法者意思からも疑問である。

判例上も、福岡高裁昭和52年7月13日決定が、利益文書とは、「挙証者のみの利益のために作成されたことに限られるものではなく、挙証者と所持人その他のものの共同の利益のために作成されたものでもよく、また、それが直接挙証者のために作成されたものはもちろん、間接に挙証者の利益を含むものであってもよいものと解すべきである」と判示したこと（上記判例とほぼ同旨のものとして、神戸地決昭和52年12月27日、福岡高裁宮崎支部昭和54年3月27日）、大阪高裁昭和53年6月20日決定が、挙証者の「法律上の利益を明らかにする文書とは法律上の利益を直接明らかにするものに止まらず間接に明らかにするもので足り、また作成の目的は作成者の主観的意図に止まらず、文書の性質から客観的に認められれば足りるものと解するのが相当である」と判示したこと（ほぼ同旨のものとして、高松地決昭和54年2月7日、大阪地決昭和54年8月10日、大阪地決昭和54年9月21日）を嚆矢として、利益文書を限定的に解さない立場が有力となった。

こうした判例の状況を受け、学説上も、利益文書の意義について、「挙証者の権利権限を直接に証明し、または基礎づける目的で作成された文書のみならず」、「重要な争点の解明に役立ち、間接的に挙証者の権利権限の証明に効果のある文書も3号前

段に含まれると解すべきである」と解する説が有力となった（小室直人「鑑定意見」労働旬報 979号 51頁）。同説は、さらに「このような解釈は、とりわけ行政訴訟はもちろんのこと、単に個人間の相対的解決にとどまらない影響を生じる公益的訴訟においては、十分な権利保護の目的を達するために必要である」としている。

こうした状況下で、文書提出命令申立書において引用した通り、大阪高裁平成4年6月11日決定は、利益文書とは、「直接または間接に、挙証者の法的地位や権利関係を明確にするため作成された文書と解すべきであり、このうち、当該文書の所持者又は挙証者以外の第三者が専ら自己の利益のために作成した内部文書は除外されるが、それ以外であれば、挙証者の利益のみに資する文書のみならず、挙証者と文書所持者との間の共通の利益に関する文書をも包含すると解するのが相当である。そして、作成目的については、文書作成時における作成者の主観的な意図のみならず、当該文書作成の経緯、記載内容、文書作成義務の有無、当該文書作成を要求する法令の制度趣旨等の諸要素を総合して客観的に判断すべきである」と判示し、利益文書を限定的に解さない立場が判例上確立したのである。

以上より、利益文書とは、「直接または間接に、挙証者の法的地位や権利関係を明確にするため作成された文書」であり、文書提出命令申立書において述べた通り、「討議の記録」及び借款契約が、その規定内容、3条件が付された経緯から利益文書に当たすることは明らかである。

（3）民事訴訟法191条、197条の類推適用

「討議の記録」及び本件借款契約が利益文書に該当するとして、現行民事訴訟法191条、197条の類推適用があるというJBICの主張が問題となる。

この点について、現行民事訴訟法は、1号から3号までは、当事者と文書との間に特別な関係等がある場合に認めるものであるのに対して、4号はそのような特別の関係等の有無を問題とせずに文書一般について提出義務を認めるものである。そのため、4号の提出義務の限界を画する必要があることから、4号は、同号イないしホの文書を除くことを規定している。また、4号の文書について申立要件が加重され（現行民事訴訟法221条2項）、イン・カメラ手続による提出義務の存否の審理が規定されている（同法223条4項）。以上からは、4号の文書は3号までの文書と質的に異なっていることが明らかである。

よって、1号から3号までの文書について、あえて4号の除外規定を類推適用し、提出義務の範囲に絞りをかけることには合理的な理由はなく、4号の「前3号に掲げる場合のほか」という文言からして、4号が定める除外規定は1号から3号までの文書以外の文書に限って適用されると解する方が規定に則している（小室直人等編「別冊法学セミナー基本法コンメンタール新民事訴訟法2」212頁参照）。

このように解することは、上記有力説（小室説）が、単に個人間の相対的解決にとどまらない影響を生じる公益的訴訟においては、提出義務を認める範囲を弾力的に解することが十分な権利保護の目的を達するために必要であると指摘していることから

も相当である。

よって、利益文書に該当する文書については、現行民事訴訟法 191 条、197 条の類推適用はないと解すべきである。

(4) 小結

以上より、「討議の記録」及び本件借款契約は、利益文書に該当し、日本国及び JBIC は、それぞれの提出義務を負う。

3 公務秘密文書該当性 - 「討議の記録」・借款契約について

(1) 日本国及び JBIC の主張

日本国は、円借款における外交交渉の過程における討議は公にしないことを前提に交渉が行われているとした上で、「討議の記録」においても同様であり、これを公にすることは相手国の意思に一方的に反することになり、相互の信頼関係を損なうおそれがあるほか、その内容を他国が知ることとなる場合、日本政府が今後行うであろう円借款の交渉上不利益となるおそれもあるとする。借款契約についても、借入国から提供された信用情報、融資対象プロジェクトにかかる詳細情報を反映したもので、公務員の職務上の秘密に関する文書であり、これが公表されると、借入国の信用を毀損したり融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げたりするおそれ等があり、外務省の円借款業務に悪影響を与えるおそれがあるとし、いずれも公務秘密文書であると主張する。

JBIC は、OECD 又は JBIC の役員及び職員は民事訴訟法 220 条 4 号口の「公務員」に該当するとし、借款契約や 3 条件の内容は、JBIC が海外経済協力業務を遂行するにあたって知りえた事実であるから、職務上知得した事項にあたり、借款契約は非公開を前提として締結されること、これを公開すると当該借入国のみならず、他の円借款借入国との信頼関係を損なう恐れがあること、借款契約が開示されれば、借入国は他国の案件、類似の案件との契約条件の比較が容易となり、既存の借款契約や新規の円借款契約に影響が生じ、円借款事業の円滑な実施ができなくなるおそれがあること、さらには、借入国の信用を毀損したり、外務省の円借款に関する業務にも多大な悪影響を与えるおそれがあるとし、借款契約は公務秘密文書に該当すると主張する。

しかしながら、3 条件やその履行確保のための特約に関する文書の公開によって、日本国及び JBIC が主張するような弊害は生じない。3 条件に関する規定以外の部分についても日本国及び JBIC が主張する弊害は抽象的であり、公務秘密文書に該当すると言えだけの事由はない。さらに、本件借款契約は、JBIC によれば、一法人にすぎない JBIC による私法上の契約であり（JBIC 第 3 準備書面 6 頁）、そのような契約文書は公務秘密文書に該当しない。これらの点について以下論じる。

(2) 「討議の記録」及び借款契約公開による弊害の不存在

ア 日本国・JBIC 主張ポイント

日本国及び JBIC は、「討議の記録」及び本件借款契約公開による弊害として、

以下の点を主張している。

公にしないことを前提に締結されている

相手国及び他の円借款借入国との信頼関係を損なう

借入国の信用を毀損する

案件間の比較が容易となり、既存の借款契約や新規の円借款契約に影響が生じる。

イ 既に公になっている 3 条件の提出義務

(a) しかしながら、日本国及び JBIC が主張する上記各弊害は、少なくとも 3 条件に関する規定の部分開示に当たっては存在しない。すでにその内容が公になっているからである。

(b) まず、3 条件については、1999 年 5 月 17 日、参議院行政監視委員会で、富樫練三議員による本件プロジェクトに関する質問に対する答弁において、答弁を担当した篠塚徹 OECF 理事は、3 条件の概要として、「第一に、事業対象地に生息するすべての象を適切な保護区に移転するようにしなければならない。第二点、事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されなければならない。第三点は、事業により影響を受ける世帯の移転合意は公正かつ平等な手続を経て取りつけられなければならない」という内容であることを明らかにしている（乙 B12, 13 頁 3 段目及び 4 段目）。

また、JBIC は、その第 5 準備書面 9 頁において、原告らが準備書面（12）7 頁において主張した 3 条件の下記内容を「大要認める」とした。

「第 1 次借款契約では、交換公文（E/N）の討議議事録及び借款契約（L/A）本文に以下のような「3 条件」が規定され、この条件を満たさなければ円借款を供与しないことが明記された。

事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること。

事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること。

事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取りつけられること。

特に L/A では、以下の特約が付された。

a コンサルタント契約に OECF が同意するにあたり、最初に水没する地区の住民について、移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっていること

b ダム建設工事のための資機材や役務の調達契約締結に OECF が同意し借款を実行するにあたり、移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること

c ダムの貯水開始にあたり以下の条件が満たされていること

- (1) 住民移転が完了していること
- (2) 移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されていること

d 事業が完成するまで、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書を OECF に提出すること」

これによって、本件借款契約に付された3条件に関する規定の基本的な内容はほぼ明らかになった。

(c) したがって、3条件に関する規定の内容は既に公になっているのであるから、3条件に関する規定はもはや公務上の秘密には該当しない。

また、これを公開することによる弊害についても、3条件に関する規定の内容は既に公になっているのであるから、仮に「討議の記録」および本件円借款契約が公にしないことを前提に締結されていたとしてもそれを公にすることによって相手国が受ける不利益は存しない。同様に、原告らが求めている文書提出命令によってこれらが公開されても、相手国及び他の円借款借入国との信頼関係が損なわれることも、借入国の信用が毀損されることも、既存の円借款契約や新規の円借款契約に影響が生じることもあり得ない。

この点について、日本国及び JBIC の公開による弊害に関する主張はきわめて抽象的であり、既にその内容が公になっている3条件に関する規定を部分開示することによる弊害に関する具体的な主張は全くない。

タイに対する ODA の借款契約の情報公開に関する答申書(丁 A15)では、部分開示によっても「タイ王国の信用力や事業実施能力に対する評価に応じて付加された特別な条件が記載されており、仮に既に公表された情報が記載された部分のみを部分開示した場合でも、残る不開示部分における条項の個数や各条項の長さなどから、国際協力銀行が同国の信用力や事業の実施能力をどのように評価しているかが推し量られることとなり、結果として、全部開示した場合と同様の不利益を同国が被るおそれがあると認められる」としているが、これについては、部分開示の方法として、「不開示部分における条項の個数や各条項の長さなど」がわからないような部分開示方法もあり得るのであって、この理由から、既にその内容が公開されている3条件に関する規定について提出義務を日本国及び JBIC が免れることはあり得ない。

(d) 以上より、「討議の記録」及び本件借款契約の内、既にその内容が明らかになった3条件に関する規定については、明らかに公務秘密文書には該当しない。

よって、民事訴訟法220条4号に基づいて、日本国及び JBIC は文書提出義務を負う。

ウ 3条件に関する規定の位置付け、意味付け

(a) 前項で述べた通り、JBIC は、借款契約において、3条件に関し原告が主張していた通りの内容の規定が存することを認めた。しかしながら、JBIC は、「原告

らが主張する所謂3条件の位置づけ、意味付けは、必ずしも原告らの主張する通りではない」と、原告らが主張する3条件に関する規定の意義を争っている(JBIC 第5準備書面9頁)。

そこで、この点に関する情報は、公になっていないとして日本国及び JBIC は文書提出義務を免れるかが一応問題となるので、この点を以下検討する。

(b) まず、JBIC が争っている「3条件の位置づけ、意味付け」の内容は、3条件は本件借款契約締結するに当たって3条件が満たされているかどうかを実際に確認することを要求している条項ではないこと、3条件はインドネシア政府による対応を求めているものであって JBIC がこれを履行する義務を負うものではないこと、3条件が仮に現地住民たる原告らを保護する内容の規定であったとしても直接の契約関係にない原告らに対してこの契約を根拠に法的義務を負うことはないことである(JBIC 第5準備書面9, 10頁)。

これは、本件借款契約の解釈に関する問題である。例えば、JBIC が認めた3条件に関する規定の内容からは、確かに JBIC が3条件の履行義務を負っているものではないが、3条件の履行確保のために定められた特約によれば、JBIC にはコンサルタント契約に同意するにあたり、最初に水没する地区の住民について、移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっていることを確認する義務があること、JBIC にはダム建設工事のための調達契約締結に同意し借款を実行するにあたり、移転・補償基準に対する住民同意がなされ、移転問題が解決していることを確認する義務があること、JBIC にはダムの貯水開始にあたり、住民移転が完了し、移転地において住民が移転以前と同等かそれ以上の生活水準を確保していることを確認する義務が明定されている。原告らは、本件借款契約がこのような具体的な履行確保の規定をおいていることから、本件借款契約は原告住民らの保護を射程距離(保護範囲)においていると主張しているのである。

したがって、JBIC が争っている「3条件の位置づけ、意味付け」においては、既に公になっている3条件に関する規定の内容以上に何らかの秘密が存するものではなく、JBIC が「3条件の位置づけ、意味付け」を争っていることは、文書提出義務の存否の関係では問題とならない(文書提出の必要性があることを明らかにする事実である)。

(c) なお、JBIC が問題としている「3条件の位置づけ、意味付け」について、本件借款契約上、3条件に関する規定がおかれている位置(章立て等)が関連する可能性があるため、この点について予め反論する。

この点については、JBIC が主張している通り(第3準備書面7頁)、借款契約の概要は公表され、その基本的な構造は明らかになっている(甲 A78号証 76, 77頁)。

したがって、すでにその基本的な内容が明らかになっている3条件に関する規定

について、すでに明らかになっている借款契約の概要の中でどこに位置するのかを明らかにすることによって、日本国及び JBIC が主張するような弊害が存するとは認められない。この点について日本国及び JBIC からは具体的な弊害に関する主張は全くない。

- (d) 以上の通り、JBIC が争っている「3条件の位置づけ、意味付け」という点においても、公務秘密文書に該当する事由は存せず、日本国及び JBIC は、「討議の記録」及び本件借款契約の内、3条件に関する規定については、民事訴訟法 220 条 4 号により日本国及び JBIC は文書提出義務を負うことは明白である。

エ 3条件に関する規定以外の部分について

- (a) 3条件に関する規定外の部分についても、文書提出命令申立書において述べた通り、日本国及び JBIC は文書提出義務を免れない。

すなわち、文書提出命令申立に対する意見書においても、「討議の記録」及び本件借款契約全体が公務秘密文書に該当する理由に関する、日本国及び JBIC の主張はきわめて抽象的であり、具体的な弊害は主張されていない。

借入国の信用力・事業実施能力に関する条項については、その最も重要な要素である金額、金利、償還期限は既に公開されている。その他、基本約定、調達ガイドライン等に定められた基本事項も公開されている。したがって、3条件に関する規定以外の部分についても、公務秘密文書に該当する事由は認められない。

本件では、「討議の記録」及び本件借款契約を秘密にしなければならない具体的な事由は抽象的にしか主張されていないのであって、そのような場合にも公務秘密文書を理由として提出義務を免れるのは、このたびの改正で公文書について一般的提出義務が認められた趣旨に反する。

- (b) なお、「討議の記録」に関して、3条件に関する部分以外はすでに情報公開手続によって公開されている（甲 B18-009）という原告の主張に対し、甲 B18-009 の公開部分には、「討議の記録」は含まれていないとし、交換公文は締結後に官報に公示されるが、「討議の記録」は公表されないとしている。

しかしながら、一般に条約、交換公文等に関わる討議の記録が公表されていないものではなく、例えば別紙添付したように、1965年に締結された「財産権及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下協定という）及びこれに関連する交換公文に関する討議の記録（以下議事録という）は告示されている（別紙添付 282 頁下段～283 頁下段まで）。したがって、本件では公開できないというのであれば、本件では公開できない具体的な理由が必要である。しかしながら、そのような理由は本件では主張されていない。

また、本件の「討議の記録」の内容は、上記協定に関する議事録と同様に、借款契約の条項の解釈並びに細則について規定したものと推認される。例えば、本件では交換公文（乙 A11）2条(2)項において、「借款契約の各々は、基金が当該

借款契約に係る契約の実行可能性（環境に対する配慮を含む）と確認した後に締結される」という条項が存するので、その細則として3条件が日本政府とインドネシア政府との間で合意されたものであると推認される。交換公文は国家間の約束として法的効力を持つものであるところ、それはその解釈並びに細則を定めた合意書（討議の記録）と一体となって効力を有するものであり、討議の記録を秘密とすることは国民主権の原理にも反するものであり、許されないと言うべきである。

さらに、本件では、交換公文及び「討議の記録」を踏まえた口上書（「Note Verbale」）については、情報公開手続きによって公開されている。通常、「討議の記録」よりさらに細目を定めたものである口上書を公開しながら（甲 18-009, 22 頁以下）、「討議の記録」だけは公開できないというのは、結局、3条件に関する規定を隠そうという以外に理由が見あたらない。

以上より、文書提出命令申立書において述べた通り、日本国が「討議の記録」を公務秘密文書だと主張して隠そうとしているのは、結局3条件に関する規定だけである。しかし、その3条件も、上述の通り秘密にする必要は認められないのであって、日本国は「討議の記録」全部について提出する義務があるというべきである。

オ 小結

以上より、「討議の記録」及び本件借款契約の開示によって、日本国及び JBIC が主張する弊害の存在は認められない。

特に3条件に関する規定に関する部分開示については、日本国及び JBIC 自身、その弊害について具体的な主張を行っておらず、また客観的にもすでに公になっている事項について開示によって弊害が発生するとは認められない。

よって、これらについて日本国及び JBIC が提出義務を免れない。

（3）JBIC の役員及び職員の地位

ア JBIC は、OECD 又は JBIC の役員及び職員は民事訴訟法 220 条 4 号口の「公務員」に該当すると主張し、借款契約は公務秘密文書であるから文書提出義務を負わないと主張している。

借款契約やそこに規定された3条件に関連する規定が、公務秘密文書に該当しないことは上述した通りであり、この点において既に JBIC の主張は失当であるが、本項では、JBIC が問題とする、JBIC の役員・職員が、民事訴訟法 220 条 4 号口の「公務員」に該当するという主張に対して反論する。

イ まず、本件借款契約は、JBIC によれば、一法人にすぎない JBIC による私法上の契約である（JBIC 第3準備書面 6, 7 頁）。そのような私法上の契約文書は、公務（公務員による職務）上の文書に該当しない。

また、条文解釈上も、民事訴訟法 220 条 4 号口の「公務員」の職務上の文書と規定しているところ、JBIC の役員及び職員は、「刑法その他罰則の適用について」、

「法令により公務に従事する職員」とみなされているにすぎない。したがって、民事訴訟法の適用においては、「法令により公務に従事する職員」とはみなされないと解されるべきである。特別法人の職員でも、日本銀行法30条が「日本銀行の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす」と規定しており、民事訴訟法の適用においても「公務員」とみなされるのとは異なる。国際協力銀行法は、日本銀行法とは区別して、「刑法その他罰則の適用について」のみ、「法令により公務に従事する職員」とみなすことを定めたのであるから、その趣旨に鑑みれば上記の通り解するのが相当である（なお、行政委員会である公正取引委員会の委員について独占禁止法29条4項は「委員長及び委員は、これを官吏とする」と定めている）。

以上のように解しても、JBICの職業の秘密に該当する文書は、民事訴訟法220条4号八によって除外文書となっているのであるからJBICの利益が不当に侵害されることはなく（但し本件借款契約は職業の秘密に該当しない。この点は後述する）文書提出義務が証人義務と同様の一般的な義務とされた民事訴訟法改正の趣旨に鑑みれば、JBICに関してはこの限度で除外文書を認めるのが相当である。

ウ よって、JBICの役員・職員が、民事訴訟法220条4号口の「公務員」に該当するというJBICの主張は失当であり、JBICの所持する文書は同号口の文書に該当しない。

（４）小結

以上より、日本国及びJBICが主張する、公にしないことを前提に締結されている、相手国及び他の円借款借入国との信頼関係を損なう、借入国の信用を毀損する、案件間の比較が容易となり、既存の借款契約や新規の円借款契約に影響が生じるという弊害は実際には存在しないものである。したがって、日本国及びJBICは「討議の記録」及び本件借款契約全部について提出義務を免れない。

特に3条件に関する規定の部分開示については、日本国及びJBICは、部分開示によっても弊害があることを何ら主張しておらず、またすでに公になっている事項を開示することによって弊害が生じることは全く認められないのであり、「討議の記録」及び本件借款契約の内、3条件に関する規定の部分開示には何ら障碍はない。

さらに、JBICに対し提出を求めている本件借款契約については、JBICの役員・職印は、民事訴訟法220条4号口の「公務員」にはあらず、そもそも同号口の除外文書には該当しない。

よって、「討議の記録」及び本件借款契約の全部、ないしは少なくとも3条件に関する規定部分は公務秘密文書に該当せず、日本国及びJBICはその提出義務を免れない。

4 「職業の秘密」該当性 - 借款契約について

（１）JBICの主張

JBIC は、最高裁平成12年3月10日決定を引用して、「民訴法197条1項3号所定の『技術又は職業の秘密』とは、その事項が公開されると、当該技術の有する社会的価値が下落しこれによる活動が困難になるもの又は当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう」とし、本件借款契約の公開による問題として、公務秘密文書に該当する理由として主張していた内容と同様の主張をしている。

すなわち、公にしないことを前提に締結されている、相手国及び他の円借款借入国との信頼関係を損なう、借入国の信用を毀損する、案件間の比較が容易となり、既存の借款契約や新規の円借款契約に影響が生じるという弊害があることを主張している。

そこで、公務秘密文書に該当するという日本国及び JBIC の主張に対する反論と重なる部分が相当存するが、それについては簡略に述べることにし、以下この JBIC 主張に反論する。

(2) 既に公になっている3条件の提出義務

ア すでに公務秘密文書該当性の項で述べた通り、JBIC が主張する上記各弊害は、少なくとも3条件に関する規定の部分開示に当たっては存在しない。

蓋し、すでに指摘した通り、1999年5月17日、参議院行政監視委員会における、富樫練三議員による国会質問に対する篠塚徹 OECF 理事の答弁によって3条件の概要が明らかにされている上、JBIC は、その第5準備書面9頁において、原告らが準備書面(12)7頁において主張した3条件に関連する規定の内容を「大要認める」としたことから、本件借款契約に付された3条件に関する規定の基本的な内容はほぼ明らかになったからである。

3条件に関する規定の内容は既に公になっているのであるから、仮に本件円借款契約が公にしないことを前提に締結されていたとしてもそれを公にすることによって相手国が受ける不利益は存せず、同様に、相手国及び他の円借款借入国との信頼関係が損なわれることも、借入国の信用が毀損されることも、既存の円借款契約や新規の円借款契約に影響が生じることもあり得ない。

したがって、既に公になっている3条件に関する規定については、「当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるもの」にはあらず、「職業の秘密」には該当しない。

イ ところで、このようにすでに公になっている3条件に関する規定がなぜ「職業の秘密」に該当するのかという点については、JBIC は何等主張していない。

JBIC が引用する最高裁決定は、JBIC が引用する部分に続けて、「本件において、相手方は、本件文書が公表されると本件機器のメーカーが著しい不利益を受けると主張するが、本件文書に本件機器のメーカーが有する技術上の情報が記載されているとしても、相手方は、情報の種類、性質及び開示することによる不利益の具体的内容を主張しておらず、原決定も、これらを具体的に認定していない。したがって、本件文書に右技術上の情報が記載されていることから直ちにこれが『技術又は職業

の秘密』を記載した文書に当たるといふことはできない」と判示している。

この法理に鑑みれば、すでに公になっている3条件に関する規定について、JBICから「職業の秘密」に該当する具体的内容に関する主張がない以上、本件借款契約の内、3条件に関する規定の部分については、文書提出義務を免れないことは明らかである。

ウ なお、公務秘密文書の項でも述べたが、タイに対するODAの借款契約の情報公開に関する答申書(丁A15)が指摘する部分開示による弊害(残る不開示部分における条項の個数や各条項の長さなどから、国際協力銀行が同国の信用力や事業の実施能力をどのように評価しているかが推し量られる)については、部分開示の方法を検討することによって回避できる。したがって、この理由から、既にその内容が公開されている3条件に関する規定について、JBICが文書提出義務を免れることはない。

また、同様に公務秘密文書の項で述べた通り、JBICは、「原告らが主張する所謂3条件の位置づけ、意味付けは、必ずしも原告らの主張する通りではない」と、原告らが主張する3条件に関する規定の意義を争っている(JBIC第5準備書面9頁)が、これは本件借款契約の解釈に関する問題であり、文書提出義務との関係では問題とならない。この点について、本件借款契約上、3条件に関する規定がおかれている位置(章立て等)が関連する可能性があるが、これについても借款契約の概要は公表され、その基本的な構造は明らかになっており、3条件に関する規定が借款契約の概要の中でどこに位置するのかを明らかにすることによって何か弊害があるとは認められない。

エ 以上より、本件借款契約の内、既にその内容が明らかになった3条件に関する規定については、明らかに「当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるもの」にはあたらず、「職業の秘密」には該当しない。

よって、民事訴訟法220条4号に基づいて、JBICは文書提出義務を負う。

(3) 3条件に関する規定以外の部分について

3条件に関する規定外の部分についても、文書提出命令申立書において述べた通り、JBICは「職業の秘密」を理由に文書提出義務を免れることはできない。

すなわち、文書提出命令申立に対する意見書においても、本件借款契約全体が「職業の秘密」に該当する理由に関する、JBICの主張は抽象的であり、具体的な弊害は主張されていない。

すなわち、借入国の信用力・事業実施能力に関する条項については、その最も重要な要素である金額、金利、償還期限は既に公開され、基本約定、調達ガイドライン等に定められた基本事項も公開されている。したがって、3条件に関する規定以外の部分についても、公開によって不利益が生じる事情は認められない。

上記最高裁決定は、開示による具体的不利益の内容が相手方から主張されていない場合には、直ちに「職業の秘密」を記載した文書とは言えないと判示しているのであ

って、JBIC の主張からは、本件借款契約全体についても、「当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるもの」にはあらず、「職業の秘密」が記載されているとは認められない。

以上より、本件借款契約全体について、JBIC は文書提出義務を負う。

(4) 黙示の義務の免除に関して

JBIC は、本件借款契約に関して、黙示の義務を免除していないことをも主張している。しかし、上述の通り、1999年5月17日、参議院行政監視委員会において、篠塚徹 OECF 理事は、3条件の概要が明らかにしている。また、JBIC は、その第5準備書面9頁において、原告らが準備書面(12)7頁において主張した3条件に関連する規定の内容を大要認めた。

したがって、JBIC は、少なくとも本件借款契約に付された3条件に関する規定については、黙示の義務を免除したものを評価できる。

(5) 小結

よって、本件借款契約には、職業の秘密は存せず、民事訴訟法220条4号により、本件借款契約の提出義務を負う。

5 まとめ

以上より、日本国及び JBIC が文書提出義務について争っている点はいずれも失当であることが明らかである。

すなわち、「討議の記録」及び本件借款契約は、利益文書(民事訴訟法220条3号前段)に該当し、また、公務秘密文書(同条4号ロ)及び職業の秘密(同条4号ハ)等の除外文書に該当しないことから、日本国は「討議の記録」の、JBIC は借款契約の提出義務を負う。少なくとも、それぞれの文書の3条件に関する規定部分については、提出義務が存することは明白である。

第4 日本国・JBIC による証拠開示の必要性

1 はじめに

本件において、以下に述べる通り、日本国及び JBIC は証拠隠しを行っており、その点から本件文書提出命令が認容されるべき必要性が高い。

2 本件 SAPS 中間報告について

本件 SAPS 中間報告に関する証拠隠しについては、すでに原告準備書面(13)及び(14)においてすでに指摘したところである。

すなわち、日本国及び JBIC は、本件訴訟答弁書では、住民移転は「強制的な立ち退きではないとの報告を受けている」、「本件ダムの建設により住民の伝統的生活・文化が破壊され、住民の生存・生活は危殆に瀕している」という報告はインドネシア政府から

受けていない」、「象については、確認されたものは保護区に移転させる手続きをとったとの報告を受けて」いるとか（平成15年7月3日付日本国答弁書4頁）、「強制立退の事実はない」、「移住により、『住民の伝統的生活・文化が完全に破壊され、住民の生存・生活は危殆に瀕している』という事実は不知」（平成15年7月3日付JBIC答弁書5頁）移転住民に対しては、「インドネシア共和国政府が同国の法律に基づき保証を行い、移転対象地の整備も実施し、住民の同意を得た上で移転を行っている」（同13頁）象が保護区に移転させられたかどうかは不知（同22頁下から2行目及び1行目）とかといった答弁していた。

しかしながら、真実は、日本国及びJBICが、本件SAPSによって、住民や自然環境に甚大な被害が発生していることを十分に知っていたのである。本件SAPS中間報告から判明する被害の概要は、原告準備書面（13）及び（14）において主張した通りである。日本国及びJBICは、住民や自然環境に甚大な被害が発生していることを知りながらこれを隠し、上述の通り虚偽の答弁をしたのである。また、本件SAPS中間報告についても、原告らが入手し証拠として提出するまで、その存在及び内容を明らかにしようとはしなかったのである。

本件SAPS中間報告書を、原告らにおいて入手することがなければ、日本国及びJBICは、本件訴訟答弁書に記載した通り、住民や自然環境に甚大な被害が発生していることは知らないとか、聞いていないとかという嘘を押し通すつもりだったのである。

3 丁B7号証について

日本国及びJBICが、証拠隠しを行っているのは本件SAPSについてだけではない。2つ目の証拠隠しが、丁B7号証である。これはJBICから提出された証拠であるが、作成者は国広大使であり、平成16年7月22日付けで秘密指定解除を受けて今回提出したものである（同号証1枚目参照）。

この丁B7号証6頁5行目から7行目については、墨塗りとされており非開示となっている。

実はこの丁B7号証は、甲B18-025と同じものである。そのため、丁B7号証6枚目で非開示とされた部分に何が記載されているかが判明する。そこには、インドネシア側から「早急に工事を開始しないと工期が1年遅れとなること」などが強調されたのに対し、括弧内に「契約承認は飽くまで住民移転問題の解決如何の判断によるものである旨 応答」と記載されているのである（甲B18-025, 6枚目）。

すなわち、丁B7号証では、佐藤調査団の報告中、JBICの同意権に関わる事項が記載されたところを非開示としたのである。当該部分は、情報公開手続で公開されていることに示される通り、何ら実質的に秘密とすべき理由はない。にもかかわらず、日本国及びJBICは本件訴訟進行上不利であるというだけの理由から、これに墨塗りをし証拠として出してきたのである。

これについても、当該佐藤調査団報告書を原告側が入手していたため、当該墨塗り部分

の内容が判明したのであって、もし、原告側で当該佐藤調査団報告書を入手していなければ、日本国及び JBIC は、当該墨塗り部分は公務上の秘密であるとして開示せず、したがって、JBIC の同意権を明らかにした報告部分を隠し、JBIC の同意権は手続上のものに過ぎないという嘘を押し通すつもりだったのである（但し、JBIC が丁 B7 号証を提出する前に原告側は甲 B18-025 を提出しており、JBIC は原告側提出証拠をよく見ずうっかりすぐに判明する証拠隠しをしてしまったものである）。

4 甲 B38, B39 号証について

(1) 日本国及び JBIC による証拠隠しはまだ存在する。それを示すのが、甲 B38, 39 号証である。

甲 B38 号証は、OECD から委託を受けた米倉等氏（当時アジア経済研究所研究員）が、1996年7月、コトパンジャンダム現地の調査を行い、その結果を報告したものである。OECD の委託により米倉氏が1996年頃に現地調査を行ったことは、現地で噂や甲 B37 号証の論文から明らかであったが、その調査内容は公表されておらず、その内容がわからなかった。この度、原告側でその調査報告を入手できたものである（以下同調査報告を米倉報告という）。

甲 B39 号証は、OECD ジャカルタ事務所の委託でアンダラス大学（本件ダムによって沈められたタンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村が存する西スマトラ州に存する大学であり、本件プロジェクトに関し F/S 段階から調査に関与している大学）によって、1996年に作成された、「コトパンジャン水力発電所プロジェクトの社会経済的影響調査」と題する報告書で、最終報告（Final Report）とされている（以下この調査報告をアンダラス大学社会経済的影響報告という）。内容は、本件 SAPS の簡易版のようなもので、リアウ州側8ヶ村（但し、パツブルスラット村を2つに分けて調査し、また、3つに分かれて移転したポンカイ村について2カ所を調査対象としていることから、移転後の村の数としては10カ所を対象にしている）で、50世帯を抽出して調査票調査を行い、またプロウ・ガダン村とタンジュン・アライ村でグループインタビューを行っている。この調査報告についても、原告側の調査でようやくその存在を発見できたものである。

(2) 米倉報告は、1996年当時における現地住民の状況を、ミナンカバウ文化の専門家という見地から明らかにしている。その中では、現地住民らが甚大な被害を受けていたことが明らかであることが報告されている。指摘されている問題点を何点かピックアップすれば以下の通りである。

「問題が発生しないための対策が講じられたとしても、それは単に問題の隠蔽である場合もありうるので、反対や問題が全くなかったことにはならない」。「開発独裁と呼ばれる現代のインドネシアの政治体制の下ではこのような事態を全く想定しないのは危険である」(4頁)

「プロジェクトの関連資料を散見する限りで援助する側の限界ないし課題を先取

りして言えば、援助対象の国・地域の実情について、十分には認識しておらず、日本の常識、社会制度、法律等を前提として事業を観察した援助を実施してきたように思われる。住民たち自身あるいはプロジェクトの実施地域の地方政府が被る社会的犠牲とメリットについて深く検討されることがなかったように思われる。」(4頁)

土地等の財産調査について、「1カ村ほぼ6チームが3～4カ月ほどほぼ住み込みで調査を行ったということであったが、この程度の調査のマンパワーで果たして全域について十分な調査が成し得たかどうかは疑問なしというわけにはいかない。実際、今日までに数々のクレームが住民からつけられることになった。

留意すべき点は、このようにクレームを政府につけられるような交渉力が貧しい人々も含めた住民全員に平等の機会としてあったかという点である。」(10頁)。

移転先のゴム園について、「インタビューできたほとんどの村で生産可能になると思われる木は10%～15%程度との返答だった」(18頁)。「この水準の一致は何かの符丁のような印象を与える。オイルパームへの転換を図るために、実際のところ10～15%程度しかゴムを植えなかったのではあるまいかとさえ疑われる」(19頁)。

住民移転について、「プロウガダン村の例でいえば、経験のない移転計画の策定にわずか1ヶ月の時間で対応させることにはそもそも無理があったと言わざるを得ない。住民の自主的な調整は、実質合理的に問題を処理しようとするものであって、限りなく多くの時間と労力が必要だったはずである。」(20頁)

移転合意について、「そこで行われる意思決定は個々人の意志もさる事ながら、集団としてまとまった行動をどう決めるかという点が重要であり、この点にも十分注意を払う必要があった」。「移転に関して移転同意書のフォームに反対の選択肢がないとの鷲見氏(当時横浜市立大学)らの指摘に対して、『移転に反対であればサインする必要がない。また住民は移転自体に反対しているわけではないと承知』などとあるが、このような回答の仕方には以上のような社会の実態についての理解が感じられない」(22頁)。

「移転に関してのみ同意の確認を早々に行って、住民たちが単価条件が良ければ移転に賛成するがそうでなければ反対という、条件闘争に入る手段が予め巧妙に封じ込められた。」(23頁)

以上の通り、OECF(JBIC)の委託によって行われた米倉報告では、本件プロジェクトについて、現地で発生する社会的犠牲について十分な検討がなされていなかったこと、財産調査に問題があり調査の正確性や調査の公平性に問題があること、移転先のゴム園で生産可能になるゴムは10%～15%ほどでそもそもその程度のゴムしか植えられなかった可能性があること、住民たちの無理な移転を強いていること、住民たちが移転を受け入れざるを得ないようにするために先に移転の同意のみをとってしまうという巧妙な手段がとられていることなどが指摘されている。

(3) アンダラス大学社会経済的影響報告においても、本件ダムによって沈められたリアウ州側 8ヶ村の状況について分析している。その中では、移転させられた住民が、生計手段を与えられないままに放置され、貧困に追いやられていることが明らかにされている。同報告の「4 結論と提言」において指摘されている問題点を何点かピックアップすると以下の通りである。

移転した村におけるゴムの生産は住民たちの生計を維持することができる状況に至っていない。そこには、ゴムの木がまだゴムを生産できるまで成長していないということに加えて、ゴム園自体が住民たちにとって確かなものになっていないという問題がある。ゴム園は未だ完全に住民たちに引き渡されていないのである。ゴムに対する依存度は減少しているが、未だに主要な生計手段となっている。現時点では約 4 分の 1 の住民たちがゴムに依存している。このことは直ちに問題となるであろう。なぜならば、発電所が運転を開始したときには、かつての村にあるゴムを生産しているゴムの木は失われてしまうからである。ゴムに依存して生活をしている住民たちは深刻な影響を受けるだろう。彼らの収入源が突然断ち切られるからである(34 頁)。

現時点において、政府から供与されている生活扶助で生計を立てている住民がいる。彼らの生活を支えている生活扶助はまもなく終了してしまう。また、生計を支えるために残された補償金を使っている住民もいる。これらの住民たちは、今後やってくる生計活動の変化に対し準備ができていない(34 頁)。

世帯調査によれば、30%が生活水準が改善したと回答しているのみであり、大多数はプロジェクトによって生活水準が低下したと感じている。また大多数の回答者が移転プロセスに関与した政府役人に対して肯定的にとらえていない。その主要な理由は、政府が住民たちに対して約束した事項を守っていないことである。ゴム園の状況がはっきりしていないことが約束不履行の一つの例である。全ての世帯は、現在までにゴム園の自分たちのものとして管理できるはずであった。この調査では、住民たちが移転を受け入れる際に政府によって約束された全ての内容を確認することはできなかった。しかしながら、約束の有効性について確認することが不可欠である。もし、その約束が有効で合法であれば、直ちにそれが履行されるようにしなければならない(36, 37 頁)。

以上の通り、アンダラス大学社会経済的影響報告においても、1996年段階に至っても住民たちに供与されるはずのゴム園が生産可能な状況になっておらず、水没予定地にある従前のゴム園やインドネシア政府による生活扶助、残された補償金等によって何とか生計を立てていること、本件ダムの貯水によって従前のゴム園が水没するとたちまち住民たちは生活に困る状況にあること、移転にあたってインドネシア政府が約束した条件の多くが守られていないこと等が明らかになっている。

(4) 本年7月末に本件プロジェクトに関する内部資料として、日本国から乙 B22 ~ B26、JBIC から丁 B1 ~ B12 が証拠提出された。

しかしながら、その証拠は、「被告 JBIC はインドネシア共和国政府からの報告によって、同国が移転対象住民全戸から同意をとりつけた旨確認したことにより、本件事業の遂行によって原告らに何らかの損害が発生するとは認識しておらず、また予見し得なかったのである」(JBIC 第 5 準備書面 15 頁)、原告らが主張したコンサルタント契約同意及びダム本体契約同意にあたって、「『移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること』(略)については、前述の通り確認を行っている」(同 17, 20 頁)等という主張に関し都合の良いものばかりが選ばれている。

第三者による客観的調査であり本来公開されて良いはずの米倉報告及びアンダラス大社会経済的影響報告は日本国及び JBIC からは提出されなかった(この点について米倉報告においても、大学等に委託した調査報告書は公表可能ではないかと指摘されている。甲 B39, 26 頁)。これらの資料についても、原告側で入手できなければ、日本国及び JBIC はこれを隠し通すつもりだったのである。

5 まとめ

すでに繰り返し指摘している通り、日本国及び JBIC は、本件プロジェクトに関して所持している資料を明らかにし提出すべきである。それによって、本件に関する事実関係を明らかにすべきである。

所持している資料から、自らの主張に都合の悪いものは隠し、都合の良いものだけを選び出して小出しにすることは、公金を利用した円借款業務に従事している者が行うべきことではない。日本国及び JBIC は、本件プロジェクトに関する経緯を白日の下にさらし、裁判所の公平な判断に委ねるべきである。

本件は公金を用いた事業であり、これについて証拠隠しは許されるべきではなく、まずは「討議の記録」及び本件借款契約という本件紛争における基本文書が提出されるべきである。

第 5 イン・カメラ手続の必要性

本書面第 3、3 項及び 4 項で述べた通り、原告らは、日本国及び JBIC が主張する民事訴訟法 220 条 4 号ロ(公務秘密文書)及び八(職業の秘密)に該当する事由がないと思料しているが、この点を確認するため、御庁のおかれては、同法 223 条 6 項が定めるイン・カメラ手続をとることを求める。

第 4 に述べた通り、日本国及び JBIC は、本件訴訟において度々証拠隠しを行っており、その中では、丁 B7 号証のように、真実は公務上の秘密に該当する事項はないにもかかわらず、自らの主張に都合が悪いという観点から開示をしないケースもある。こうした日本国及び JBIC の訴訟追行態度からは、「討議の記録」及び本件借款契約の提出

についても、真実は公務秘密文書ではないが自らの主張に都合が悪いことからその提出を拒んでいるだけである蓋然性が高いことから（特に3条件に関する事項はそうであると推認される）、御庁自身が、原告らが提出を求めている「討議の記録」及び本件借款契約を直接確認し、同号口及び八に定める事由が存しないことを確認して頂きたい。

第6 結論

以上述べたとおり、「討議の記録」及び本件借款契約は、本件訴訟における原告らの請求を基礎づける基本文書として、「討議の記録」及び借款契約は重要である。

そして、その内容の内、3条件に関する規定については、JBICが原告が主張する内容の通りであることを認めたため争いがなくなったが、JBICはかわりに、3条件に関する規定の「位置づけ、意味付けは、必ずしも原告らの主張する通りではない」として争っているため、3条件に関する規定の解釈の前提となる具体的規定内容を確定させることが是非とも必要であり、「討議の記録」及び本件借款契約が提出されるべき必要性は極めて高い。

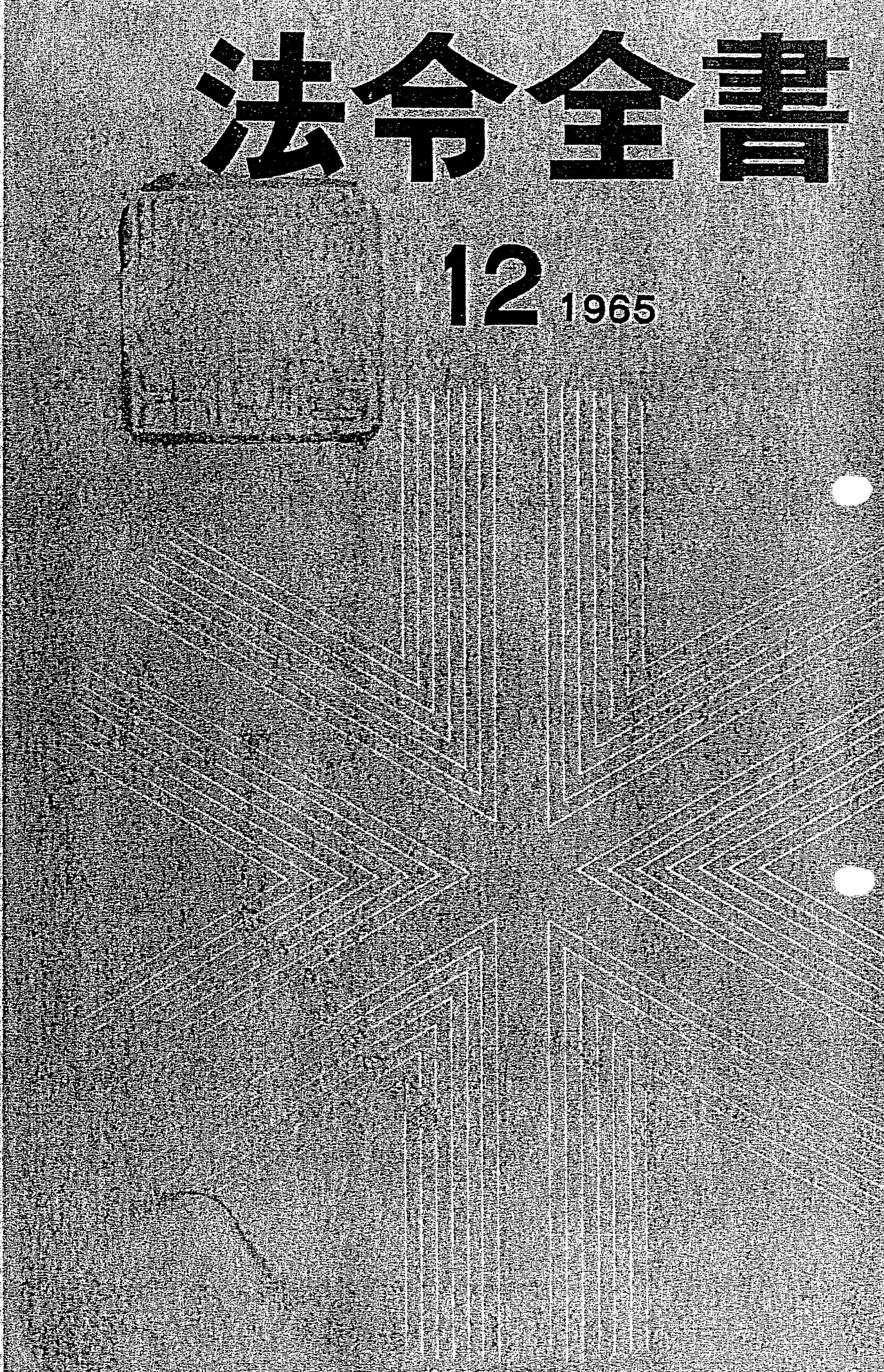
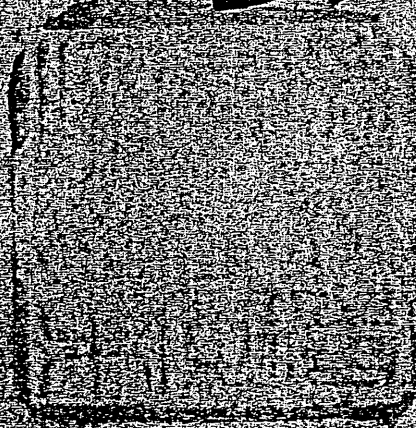
そして、本件では、3条件に関する規定はJBICがその内容を認めたことにより公になっており、これを秘密とする理由がなくなった。その他の事項についても、インドネシア側の信用力や事業の実施能力に関する重要事項である金額、金利、償還条件等は既に公開され、基本約定、調達ガイドライン等の、借款契約の骨子も公開されていることから、「討議の記録」及び本件借款契約の提出によって弊害が発生することも認められない。

したがって、「討議の記録」及び本件借款契約は、民事訴訟法220条4号に規定された除外文書に該当せず、一般的提出義務を負う。またこれらの文書は、同条3号前段の利益文書に該当し、この点からも提出義務を免れない。

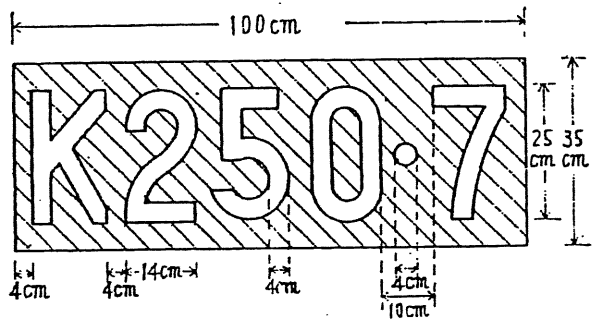
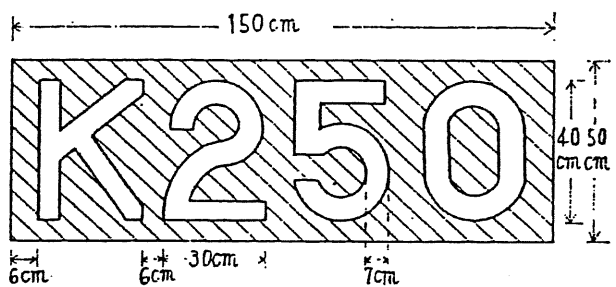
したがって、日本国及びJBICは、「討議の記録」及び本件借款契約を提出する義務がある。少なくとも3条件に関する規定については提出できない理由は全く存しないはずであり、御庁においてこれらの文書の提出を日本国及びJBICに対し命ずるよう求める。

法令全書

12 1965



(b) 韓国側書簡



(備考) 斜線の部分は黒色、その他の部分は黄褐色とする。

(韓国側書簡)

(日本側書簡)

(訳文) 書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本長官は、前記の了解が大韓民国政府の了解でもあること並びに大韓民国政府が閣下の書簡及びこの返簡を前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(漁業協力に関する交換公文)

(韓側書簡)

(訳文) 書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。

両国政府は、両国の漁業の発展と向上を図るため、技術及び経済の分野においてできる限り相互に密接に協力するものとする。

この協力のうちには、次のことが含まれる。

- (1) 漁業に関する情報及び技術を交換すること。
 - (2) 漁業専門家及び技術者を交流させること。
- 前記の了解を日本国政府に代わって確認される閣下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなします。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、前記の了解が日本国政府の了解でもあること並びに日本国政府が閣下の書簡及びこの返簡が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の批准書の交換は、昭和四十年十二月十八日にソウルで行なわれた。よつて、同協定は、その第四条の規定に従い、同日に効力を生じた。

昭和四十年十二月十八日

外務大臣臨時代理 内閣総理大臣 佐藤 栄作

外務省告示第二百五十六号

昭和四十年六月二十二日に東京で財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定が署名された際、次のとおり公文の交換が行なわれ、かつ、合意された議事録にイニシアルが行なわれた。

昭和四十年十二月十八日

外務大臣臨時代理 内閣総理大臣 佐藤 栄作

(第一議定書の実施細目に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という)の第一議定書(以下「議定書」という)に言及する光栄を有します。日本国政府は、両国政府が議定書第七条の規定に基づいて次のとおり合意することを提案いたします。

Ⅰ 実施計画

- 1 議定書第一条の年度実施計画(以下「実施計画」という)は、両政府がその始期及び終期を合意する年度について決定されるものとする。
- 2 実施計画の決定は、原則として次のとおり行なわれるものとする。
 - (a) 第一年度を除く各年度の実施計画は、その適用される年度の開始に先だつて決定される。このため当該年度の実施計画は、その年度の開始の少なくとも六十日前に協議のため日本国政府に提出される。

(b) 第一年度の実施計画は、協定の効力発生の日から六十日以内に決定される。このため同年度の実施計画は、できる限りすみやかに日本国政府に提出される。
3 実施計画は、当該年度中に大韓民国による調達が予定されている日本国の生産物及び日本人の役務を掲げるものとする。

II 契約

1 議定書第三条1の契約は、日本円で通常の商業上の手続によつて締結されるものとする。
2 議定書第三条2の契約(以下「契約」という)の実施に関する責任は、議定書第五条1の使節団(以下「使節団」という)又は大韓民国政府の認可を受けた者及び議定書第三条1の日本国民又は日本国の法人で、契約の当事者であるもののみが負うものとする。
3 議定書第三条3の適用上、商事仲裁委員会とは、契約のいずれか一方の当事者が仲裁への付託を要請した場合における他方の当事者が居住する国にある商事仲裁機関をいう。

III 支払

1 大韓民国政府は、日本国の法律に基づき外国為替公認銀行として認可され、かつ、日本国民によつて支配されている日本国の銀行のうちから、議定書の実施に関する業務を行なう銀行を指定する。
2 使節団又は大韓民国政府の委任をうけた機関(以下「機関」という)は、1に規定する指定銀行と取極を行ない、大韓民国政府の名称で特別勘定を開設してそれらの銀行に日本国政府からの支払の受領等を授権し、かつ、日本国政府に対しその取極の内容を通告するものとする。特別勘定は、利子を附さないものとする。
3 使節団又は機関は、契約の規定に基づいて支払の義務が生ずる期日前に十分な余裕をもつて、支払金額、2の指定銀行のうち支払が行なわれるべき銀行(以下「銀行」という)の名称及び使節団又は機関が関係契約者に支払を行なうべき期日を記載した支払請求書を日本国政府に送付するものとする。

4 日本国政府は、支払請求書を受領したときは、使節団又は機関が関係契約者に支払を行なうべき期日前に、銀行に請求金額を支払うものとする。
5 日本国政府は、また、議定書第三条4の規定に従つて両政府が合意する供与に係る支払を、4に定めると同様の方法で、行なうものとする。
6 4及び5の規定に基づいて日本国政府が支払う金額は、特別勘定に貸記するものとし、他のいかなる資金も、特別勘定に貸記されないものとする。特別勘定は、3及び5の目的のためにのみ借記を行なうものとする。

7 使節団又は機関が特別勘定に貸記された資金の全部又は一部を契約の解除その他によつて引き出さなかつた場合には、未払金額は、両政府間の協議により3及び5の目的のための支払に充てられ、残額が特別勘定から支払われた金額の全部又は一部が使節団又は機関に返還された場合には、その返還された金額は、6の規定にかかわらず、特別勘定に貸記するものとする。その返還された金額は、両政府間の協議により、3及び5の目的のための支払に充てられるものとする。

8 特別勘定から支払われた金額の全部又は一部が使節団又は機関に返還された場合には、その返還された金額は、6の規定にかかわらず、特別勘定に貸記するものとする。その返還された金額は、両政府間の協議により、3及び5の目的のための支払に充てられるものとする。

9 議定書第四条2の規定の適用上「支払を行なつた時」とは、支払が日本国政府により銀行に対して行なわれた時をいう。

10 日本国が議定書第四条2の規定に従い大韓民国に供与したものとみなされる生産物及び役務の額の決定に当たつては、日本円で支払われた金額から換算される合衆国ドルの等価額が計算の基礎となるものとする。前記の換算に用いられる為替相場は、日本国政府が正式に決定し、かつ、国際通貨基金が同意した日本円の合衆国ドルに対する平価で、次に掲げる日に適用されているものとする。

(a) 契約に関する支払の場合には、日本国政府が当該契約を認証した日
(b) その他の場合には、各場合につき両政府間で合意する日。ただし、合意した日がないときは、日本国政府が支払請求書を受領した日とする。

IV 使節団

大韓民国政府は、契約に関し使節団を代表して行動する権限を与えられる使節団の長その他の職員の名を日本国政府に随時通知するものとし、日本国政府は、その氏名を日本国の官報で公示するものとする。この使節団の長その他の職員は、日本国の官報で別段の公示がされるまでの間は、継続しているものとみなされる。

本大臣は、さらに、この書簡及び前記の提案の貴国政府による受諾を確認される閣下の返簡を、議定書第七条の規定に基づく議定書の実施に関する細目についての両政府間の合意を構成するものとなすことを、議定書その他の手続細目は両政府の当局の間で合意するとの了解の下に、提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百六十五年六月二十二日に東京で

大韓民国外務部長官 李東元閣下

日本国外務大臣 権名悦三郎

(韓国側書簡)

(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本長官は、閣下の書簡に述べられた提案に本國政府に代わつて同意し、さらに、閣下の書簡及びこの返簡を、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する大韓民国と日本国との間の協定の第一議定書の実施に関する細目についての両政府間の合意を構成するものとなすことに同意する光榮を有します。
本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百六十五年六月二十二日に東京で

外務部長官 李 東 元

日本国外務大臣 権名悦三郎閣下

(請求権経済協力協定第一条1(b)の規定の実施に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という)第一条1(b)の規定の実施に関し、両国政府が次のとおり合意することを提案する光榮を有します。

1 協定第一条1(b)に定める貸付けは、大韓民国政府と海外経済協力基金との間で締結されることとなる借款契約及び事業別の事業計画合意書に基づき行なわれる。

2 両政府は、1にいう借款契約及び事業計画合意書には次の諸条件が含まれることとなることを了解する。

(a) 貸付けの実行は、合理的な程度に各年均等に配分して行なわれる。

(b) 元金の償還期間は、それぞれの事業計画合意書の効力発生の日から六箇月後に始まる七年の掘置期間を含む二十年の期間とし、金利は、年三・五パーセントとする。

(c) 元金の償還は、十四回の継続した均等年賦により行なわれ、利子の支払は、貸付けの実行の日以後の元金の随時の未償還残高について半年ごとに行なわれる。

(d) 貸付けの額は、日本円で貸し付けられた額から換算される合衆国ドルの等価額を基礎として計算され、その換算に用いられる為替相場は、日本国政府が正式に決定し、かつ、国際通貨基金が同意した日本円の合衆国ドルに対する平価で、それぞれの事業計画合意書の効力発生の日に適用されているものとする。

(e) 元金の償還及び利子の支払は、交換可能な日本円で行なわれる。

3 兩國の財政事情及び海外経済協力基金の資金事情によつては、合意により2(b)にいう償還期間が延長されることがありうる。

4 海外経済協力基金は、貸付け及びそれから生ずる利子につき又はそれらに関連して課される大韓民国の租税その他の課徴金を免除される。

5 両政府は、大韓民国政府が提示する貸付けの対象となる事業及びその年度実施計画を決定するた

め毎年協議を行なう。

本大臣は、さらに、この書簡及び前記の提案の貴国政府による受諾を確認される閣下の返簡を、協定第一条1(a)の規定の実施に関する日本国政府と大韓民国政府との間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(訳文) 書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡) 本大臣は、閣下の書簡に述べられた提案に本國政府に代わつて同意し、さらに、閣下の書簡及びこの返簡を、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する大韓民国と日本国との間の協定第一条1(b)の規定の実施に関する両國政府間の合意を構成するものとみなすことに同意いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(請求権経済協力協定第一条2に定める合同委員会に関する交換公文)

(韓国側書簡) 書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する大韓民国と日本国との間の協定(以下「協定」といふ)第一条2に定める合同委員会に關し、兩國政府が次のとおり合意することを提案いたします。

1 合同委員会は、東京に設置する。

2 合同委員会は、両政府がそれぞれ任命する代表一人及び代表代理人により構成される。

3 合同委員会は、一方の政府の代表の要請によつて会合するものとする。

4 合同委員会は、次の事項に關し勧告のため協議を行なうことを任務とする。

(a) 第一設定期に基づき年度実施計画、契約の認証及び支払に關する手続

(b) (a)にいう年度実施計画に關する問題

(c) 協定第一条1(b)の規定の実施に關する交換公文5にいう事業及びその年度実施計画に關する問題

(d) (a)にいう契約の認証

(e) 協定第一条1の規定の実施状況の検討(随時の供与及び貸付けの実施総額の算定を含む)。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

外務部長官 李 東 元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡) 書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(韓国側書簡) 本大臣は、閣下の書簡に述べられた提案に本國政府に代わつて同意し、さらに、閣下の書簡及びこの返簡を、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第一条2の合同委員会に關する兩國政府間の合意を構成するものとみなすことに同意いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

大韓民国外務部長官 李東元閣下

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定に關する合意された議事録

日本国政府代表及び大韓民国政府代表は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)及び関連文書に關して次の了解に到達した。

1 協定第一条1に關し、日本国が供与する生産物及び役務は、日本国内において營利目的のために使用されることはないことに意見の一致をみた。

2 協定第二条に關し、(a) 「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の

実体的権利をいふことが了解された。

(b) 「特別の措置」とは、日本国については、第二次世界大戦の戦闘状態の終結の結果として生じた事態に對処して、千九百四十五年八月十五日以後日本国において執られた戦後処理のためのすべての措置(千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約

第四条(a)の規定に基づき特別取極を考慮して執られた措置を含む)をいふことが了解された。

(c) 「居住した」とは、同条2(a)に掲げる期間内のいずれかの時までその國に引き続き一年以上在居したことをいふことが了解された。

(d) 「通常の接触」には、第二次世界大戦の戦闘状態の終結の結果として一方の國の國民で他方の國から引き揚げたもの(支店閉鎖を行なつた法人を含む)の引揚げの時までの間の他方の國の國民との取引等、終戦後に生じた特殊な状態の下における接触を含まないことが了解された。

(e) 同条3の國民の間の請求権に關する問題の解決のために執られるべきそれぞれの國の國內措置をいふことに意見の一致をみた。

(f) 韓国側代表は、第二次世界大戦の戦闘状態の終結後千九百四十七年八月十五日前に帰国した韓國國民が日本国において所有する不動産について慎重な考慮が払われるよう希望を表明し、日本側代表は、これに對して、慎重に検討する旨を答えた。

(g) 同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる兩國及びその國民の財産、権利及び利益並びに兩國及びその國民の間の請求権に關する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱(いわゆる八項目)」の範圍に屬するすべての請求が含まれており、したがつて、同対日請求要綱に關しては、いかなる主張もなさないことが確認された。

(h) 同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる兩國及びその国民の財産、権利及び利益並びに兩國及びその国民の間の請求権に関する問題には、この協定の署名の日までに大韓民国による日本漁船の捕獲から生じたすべての請求権が含まれており、したがって、それらのすべての請求権は、大韓民国政府に対して主張しえないこととなることが確認された。

3 協定第三条に關し、
同条3にいう兩國政府のそれぞれが選定する國及びそれらの國の政府が協議により決定する第三國は、日本國及び大韓民国の双方と外交關係を有する國のうちから選ばれるものとするに意見の一致をみた。

4 第一議定書第二条1に關し、
(a) 韓国側代表は、協定第一条1の規定に基づく供与又は貸付けにより行なわれる事業の遂行上必要であると予想される大韓民国の国内資金を確保するため、大韓民国は、日本國政府が一億五千万合衆国ドルに等しい円の額をこえる資本財以外の生産物を供与することを期待する旨を述べ、日本側代表は、これに対し考慮を払う用意がある旨を答えた。
(b) 日本國が供与する生産物は、武器及び弾薬を含まないものとするに意見の一致をみた。

5 第一議定書第二条2に關し、
外國為替上の追加の負担が日本國に課される場合は、当該生産物を供与するために、(i)特に高い外貨負担が必要とされる場合、及び(ii)同等の品質の日本國の生産物による代替することができ輸入品又は独立の機能を有する輸入機械部品の購入に当たつて外貨負担が必要とされる場合をいふことに意見の一致をみた。

6 第一議定書第三条に關し、
(a) 同条1につき、韓国側代表は、契約の締結が日本國內で行なわれること、及びこの契約の締結とは署名を意味し、署名にいたるまでの入札、公告その他の行為については、大韓民国政府(調達行)が行なう場合は原則として大韓民国において、その他の場合は大韓民国又は日本國において、これらの行為が行なわれることを了解すると述べ、日本側代表は、これに対し異議がない旨を答えた。
(b) 同条2の契約であつて、輸送、保険又は検査のような附随的義務の供与を必要とし、かつ、そのための支払が第一議定書に従つて行なわれることとなつてゐるものは、すべて、これらの義務が日本國民又は日本國の法人によつて行なわれるべき旨の規定を含まなければならぬことが了解された。

7 第一議定書第六條4に關し、
日本國により供与された生産物が加工(單純な組立加工又はこれと同程度の加工を除く。)又は兩國政府間で合意されるその他の処理を加えられた後大韓民国の領域から輸出された場合には、同条4の規定は適用されないものとするに意見の一致をみた。

8 協定第一条1(b)の規定の実施に關する交換公文に關し、
(a) 同交換公文2(b)の事業計画合意書の効力発生の日とは、事業計画合意書に別段の規定がある場合を除くほか、それぞれの事業計画合意書の署名の日を意味することが了解された。
(b) 同交換公文2(c)の貸付けの実行の日とは、日本側の輸出者と大韓民国側の輸入者との間で締結される契約の定めるところに従つて、海外経済協力基金が、大韓民国政府のために、日本側の輸出者に対して支払を行ない、同基金に開設される大韓民国政府の勘定に借記する日であることが確認された。
千九百六十五年六月二十二日に東京で

T.W.L. E.S.

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本國と大韓民国との間の協定に

ついての合意された附屬條約
日本國政府代表及び大韓民国政府代表は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本國と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ。)及び関連文書に關して次の了解に到達した。

1 協定第一条に關し、
同条1(四)ただし書の規定により各年の供与の限度額が増額される場合には、その増額は、各年の供与の限度額が第二議定書第一条に定めるその年の年賦払の額以下とならない範囲内で、最終年の供与の限度額から順次くり上げることにより行なわれることが了解された。

2 第一議定書第六條に關し、
同条5の規定の適用について、兩國政府が、兩國における運送及び保険の実情を考慮し、合同委員会において協議することが了解された。
3 第一議定書の実施細目に関する交換公文に關し、
契約から又はこれに關連して生ずる紛争は、当該契約の一方の当事者の居住する國に商事仲裁機関が設立されていないときは、同交換公文II3の規定にかかわらず、他方の当事者が居住する國にある商事仲裁機関に付託されることが了解された。
千九百六十五年六月二十二日に東京で

(商業上の民間信用供与に関する交換公文)
(日本側書簡)
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本國の國民が大韓民国の政府又は國民に対し行なう商業上の民間信用供与に關して兩國政府の代表者間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。
1 三億合衆国ドル(三〇〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)の額をこえる商業上の基礎による通常の民間信用供与が、日本國の國民により締結されることがある適当な契約に基づいて、大韓民国の政府又は國民に対し行なわれることが期待され、これらの信用供与は關係法令の範囲内で容易にされ、かつ、促進されるものとする。
2 1の供与には、九千万合衆国ドル(九〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)の額に達することが期待される漁業協力のための民間信用供与及び三千万合衆国ドル(三〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)の額に達することが期待される船舶輸出のための民間信用供与が含まれ、これらの信用供与が日本國政府により承認されるに当たつては、できる限り好意的に配慮されるものとする。
本大臣は、さらに、この書簡及び前記の了解を確認される閣下の返簡を兩國政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百六十五年六月二十二日に東京で

T.W.L. E.S.

大韓民国外務部長官 李東元閣下
(韓側書簡)
(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。
(日本側書簡)
本長官は、さらに、前記の了解を確認し、かつ、閣下の書簡及びこの返簡を兩國政府間の合意を構成するものとみなすことに同意する光榮を有します。
本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百六十五年六月二十二日に東京で

日本國外務大臣 椎名悦三郎閣下
日本國外務大臣 椎名悦三郎

日本國外務大臣 椎名悦三郎閣下
外務部長官 李東元

政府刊行物普及販売所一覽

政府刊行物についての御相談、御注文は下記にお申し出下さい。

◎政府刊行物サービス・センター(印刷局直営)

東京・麹ヶ岡	東京都千代田区麹ヶ岡2の1	電話	東京(591) 1924・1925
東京・大手町	東京都千代田区大手町1の5 (国際電電ビル内)	電話	東京(211) 5570・7095
大阪	大阪市東区大手前之町(大阪合同庁舎1階)	電話	大阪(942) 1681-2
名古屋	名古屋市中区南外堀町6の1	電話	名古屋(971)9205・9341
福岡	福岡市舞鶴2丁目5番25号	電話	福岡(76) 6201・6202
札幌	札幌市北三条西四丁目(第1合同庁舎敷地内)	電話	札幌(25) 7553・7557

◎政府刊行物サービス・ステーション(印刷局指定常備委託店)

(名称)	(所在地)	(電話)	(振替番号)
札幌	札幌市北三条西7丁目1番地	札幌(22) 0975	小樽 13995
青森	青森市大字米町 119 今泉書店	青森(2) 3611	仙台 31390
盛岡	盛岡市南大通1丁目16の2号	盛岡(2) 2984	盛岡 255
仙台	仙台市東一番丁90番地	仙台(22) 9322	仙台 9475
秋田	秋田市大町2の17 石川書店	秋田(2) 2129	秋田 300
山形	山形市本町2丁目4の11号 八文字屋	山形(2) 2150	山形 150
福島	福島市大町56 西沢書店	福島(2) 0161-2	郡山 249
水戸	水戸市泉町1033 川又書店	水戸(2) 2047	東京 5441
宇都宮	宇都宮市鉄地町3234 集英堂書店	宇都宮(3) 2732・3533	宇都宮 558
前橋	前橋市曲輪町2 煥平堂	前橋(2) 6216	東京 134340
熊谷	熊谷市本町2の2866	熊谷(21) 0400	東京 36201
船橋	船橋市本町2の1667	船橋(22) 2228	東京 196171
横浜	横浜市中区北仲通1の7 横浜日経社	横浜(20) 3857-9	横浜 12493
東京	東京都千代田区神田錦町1の2	東京(292) 1601-6	東京 87035
法台	東京都渋谷区神宮通り1の4 大盛堂書店内	東京(463) 0512	—
池袋	東京都豊島区池袋2の1157 芳林堂書店内	東京(984) 1101	東京 95618
新富	新潟市古町通六番町 万松堂書店内	新潟(22) 2440	新潟 993
山形	富山中央通2丁目5の6 中田書店	富山(21) 4938	新潟 6001
金沢	金沢市片町56の2 宇都宮書店	金沢(21) 6136	金沢 31
福井	福井市佐佳枝町3の220 品川書店	福井(24) 0112	金沢 7848
甲府	甲府市中央4丁目2の18 柳正堂	甲府(5) 2201	甲府 333
長野	長野市大門町66の1 長野西沢書店	長野(3) 3185	長野 124
岐阜	岐阜市笹土居町25	岐阜(2) 2767	名古屋 25651
静岡	静岡市追手町 229	静岡(53) 2661	東京 96449
名古屋	名古屋市中区白川町1の59 川瀬ビル内	名古屋(231) 3703・4705	名古屋 563
名古屋	名古屋市中村区堀内町2の33	名古屋(551) 0127-8	名古屋 1
津	津市京町1211 別所書店	津(8) 3366	東京 13149
大津	大津市中央1丁目5の2号 沢五車堂	大津(2) 2683	京都 18033
京都	京都市中京区河原町通六角下ル東入	京都(22) 4444	京都 20028
大阪	大阪市西区土佐堀船町6(肥後橋前)	大阪(443) 2171-3	大阪 57561
大阪	大阪市北区倍保町1の10(天満橋北詰)	大阪(352) 3361-2	大阪 63148
神戸	神戸市生田区北長狭通5丁目13の9	神戸(34) 0637	神戸 9470
奈良	奈良市橋本町36 奈良明新社	奈良(2) 6236-7	大阪 91807
和歌山	和歌山市本町1の7 宮井平安堂	和歌山(22) 7116	大阪 62
鳥取	鳥取市若桜町39	鳥取 2158	大阪 9035
松江	松江市殿町63 今井書店	松江(2) 2230	松江 185
岡山	岡山市駅前地下商店街 山田書房	岡山(23) 7048	岡山 286
広島	広島市熾町3番55号(女学院南側)	広島(28) 2868・2965	広島 5854
山口	山口市内政寺42	山口(2) 0582	下関 1047
徳島	徳島市紙屋町3の18 小山助学館	徳島(2) 6359	徳島 595
高松	高松市五番町3の5	高松(2) 8945	徳島 15399
松山	松山市三番町45	松山(2) 7879	大阪 1678
高知	高知市帯屋町107の6	高知(2) 5866	徳島 8791
福岡	福岡市渡辺通5丁目16街区3号	福岡(76) 1151	福岡 1177
佐賀	佐賀市白山町63	佐賀(3) 3722	福岡 25088
長崎	長崎市出島町5番17号	長崎(2) 1413	長崎 1619
熊本	熊本市上通町4の57 長崎書店	熊本(53) 0555	熊本 68
大分	大分市都町4丁目1の24号	大分(2) 4308	下関 9230
宮崎	宮崎市広島通3の12	宮崎(2) 2284	鹿児島 7580
鹿児島	鹿児島市中町12の7号(西本願寺前)	鹿児島(2) 1691	鹿児島 113

定 価 750円

昭和40年12月号

昭和41年1月25日印刷発行

編集及び
印刷・発行

大蔵省印刷局

東京都港区赤坂葵町2

東京(582) 4411(大代表)